



被災者生活再建支援金(国・町)

住民福祉課：☎ 52-3621

最大 300 万円
(単身：225 万円)

①基礎支援金・・・100万円(単身:75万円)

②加算支援金・・・建設・購入:200万円(単身:150万円)

補修:100万円(単身:75万円)

賃借:50万円(単身:37.5万円)

※住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯は全壊と同様の扱いとなります。

※長期避難世帯も全壊と同様の扱いとなります。



地域福祉推進支援臨時特例給付金

臨時特例給付金コールセンター：☎ 076-225-1956

最大 300 万円

①家財等支援・・・最大100万円(家財:50万円 + 自動車:50万円)

②住宅再建支援・・・建設・購入・補修:最大200万円

賃借:最大100万円

対象世帯：①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯

④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ⑤震災の影響を受けて離職・廃業した人がある世帯

⑥世帯主・世帯員全員が抱える全てのローン残高が100万円を超える世帯 ほか



能登半島地震住宅取得奨励金

住民福祉課：☎ 52-3621

100 万円
(定額)

震災により住家に被害を受け、町内で新築(新築物件の購入)する世帯に、奨励金を支給します。

対象世帯:令和6年1月1日時点で穴水町に住所を有し、住家の罹災判定が半壊以上で、町内に新築または新築物件を購入する、町税等の滞納がない世帯

※被災者生活再建支援金(国)の加算金申請(建設・購入)を行い、該当している世帯は申請不要

※新築とは居間、風呂、台所、トイレが備わっており、専ら居住の用に供する部分の面積が50㎡以上、または取得費用が建物だけで1,250万円以上の物件が対象。



転居費用助成事業

復旧復興対策室：☎ 52-0934

10 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の住まいに住み替える場合に要する費用を助成します。

※1世帯につき、1回に限り申請可能です。

ただし、応急仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が同一再建先に転居した場合は、1つの世帯とみなします。



民間賃貸住宅入居助成事業

復旧復興対策室：☎ 52-0934

20 万円
(1世帯)

震災により住家に被害を受け、県内の民間賃貸住宅に入居した際に必要となる契約に伴う費用を助成します。

※すでに民間賃貸住宅への入居が完了している方も対象となります。



応急修理支援制度

地域整備課: ☎ 52-3680

最大 70.6 万円

対象範囲: ①屋根・基礎・柱・外壁・床 など

②トイレなどの衛生設備

③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部 など

※原則、公費解体との併用はできません



家財一時保管支援事業補助金

環境安全課: ☎ 52-3770

最大 5 万円

公費解体または自費解体の申請者で、県のホームページに掲載されている事業者が行う家財一時保管サービスを利用した方へ、補助金を給付します。



公費解体

公費解体専用ダイヤル(平日9時～16時): ☎ 23-4176

【申請予約】

令和 7 年 1 月 31 日(金)まで

震災で被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が解体・撤去を行います。



石川県義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

180 万円

第一次配分: 20万円

第二次配分: 80万円

第三次配分: 80万円



穴水町義援金(住家被害)

会計課: ☎ 52-3690 / 議会事務局: ☎ 52-3700

10 万円

震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。